

第7期清水町地域福祉実践計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

社会福祉法人清水町社会福祉協議会

第7期地域福祉実践計画 目 次

第1章 地域福祉実践計画の策定について

- 1. 計画策定の背景 1
- 2. 地域福祉の課題 3
- 3. 計画策定の目的

第2章 地域福祉実践計画の概要

- 1. 基本理念 4
- 2. 基本目標
- 3. 計画の期間
- 4. 基本計画 5
- 5. 計画の体系 6
- 6. 基本計画の重点目標 7

第3章 地域福祉実践計画

- 1. 地域課題を見つけ、協働による解決を可能にする地域づくり 9
- 2. 住民参加型の地域福祉活動の促進 12
- 3. 地域ニーズに添ったサービスの充実と人材の育成 14
- 4. 権利擁護支援の取組みと生活困窮者への自立支援 17
- 5. 共生社会の実現に向けた取組み 20
- 6. 組織体制の充実と財政基盤の確立 22

●資料編

- 1. 清水町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱 23
- 2. 第7期清水町地域福祉実践計画策定委員会委員名簿 25

第1章 地域福祉実践計画の策定について

1. 計画策定の背景

2024 年、日本の高齢化率は 30%に達し、今後も上昇し続けることが分かっています。国勢調査を基に出された推計では、2070 年には※38.7%に達するとされています。また出生率の低下にも歯止めがかからず 2070 年の出生率は※1.36%と推計されています。将来的にはこの労働人口の減少は多くの産業や企業の停滞を招き、人手不足による医療・介護などのサービスの低下にも影響を及ぼしていきます。

(※厚生労働省：将来推計人口の概要より)

わが国では急速に進む少子高齢化や単身世帯の増加、非正規雇用の増加と外国人労働者の増加など、それまで地域コミュニティを形成していた地域や家庭の在り方が様変わりしています。町内会では役員の担い手不足、加入率の低下など解散を選択せざるを得ない地域も出てきています。

超高齢社会の到来により介護サービスの重要性は増していますが、人材不足は深刻であり、介護事業所の倒産件数も 2023 年は過去最高を記録しました。子どもの貧困や高齢者・障がい者・子どもへの虐待、DV、ひきこもり、ケアラー（ヤングケアラーを含む）など多世代にわたる課題が大きな社会問題となっています。

また、情報化社会の到来とともに情報リテラシーの格差も広がり、何が正しい情報かを判断することが難しくなっています。特殊詐欺による犯罪が横行し、見ず知らずの人同士が集まり凶悪犯罪を行うなど市民生活を脅かす事件が度々発生しています。

環境問題も深刻で、近年では大規模災害が頻発し、いつどこでどの地域が災害に見舞われるかわからない時代となっています。多岐にわたる生活支援が必要な事態が日本各地で発生しています。

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。地域住民からの会費、共同募金、寄付金を財源として様々な事業を通じ、地域課題にアプローチし、地域住民やボランティア、関係機関等と連携して解決に向けた活動を行っていく使命があります。また災害時には地域の早期復興・復旧を目的とする災害ボランティアセンターによる支援活動を行う団体としての一面も待ち合わせています。

子どもから高齢者まで様々な生活課題があり、障がいの有無にかかわらず生活困窮や権利擁護、居場所・生きがいづくりなど、誰もが主体となり地域と関わりを持つことが重要です。清水町社協では、この地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるために、地域福祉実践計画を策定します。

◇社会福祉法における社会福祉協議会の位置づけ

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

◇社会福祉協議会の活動原則に基づき、各種地域福祉活動を実施しています。

①【住民ニーズ基本の原則】

- ・社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

②【住民活動基盤の原則】

- ・社協は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- ・活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

③【個別支援と地域づくりの一体的展開の原則】

- ・一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

④【民間性の原則】

- ・民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

⑤【連携・協働の原則】

- ・多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働する。
- ・住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

⑥【専門性の原則】

- ・住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- ・上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

2. 地域福祉の課題

「計画策定の背景」でも述べたように、現在、我が国の問題として「少子高齢化」と「人口の減少」が根本的な課題としてあります。地域差はあるにせよ、どの地域にも少子高齢化、人口減少問題は存在しており、清水町においても例外ではありません。

第6期地域福祉実践計画を策定した2020年3月時点で、清水町の人口は9,320人（世帯数4,711世帯）、高齢化率は36.7%、2024年3月時点で人口は8,840名（世帯数4,647世帯）、高齢化率は37.3%になっており、人口の減少・高齢化の進行が顕著にみられます。一方、世帯数は10年間（2014年～2025年）平均で4,688世帯であり、大きな変動は見られず、単身世帯の増加が数字から見て取れます。とくに単身世帯については高齢世帯における配偶者との死別、若年層の晩婚化、未婚化による増加が考えられます。

生活困窮者、判断能力に不安のある方への権利擁護支援、孤独・孤立対策、ケアラー・ヤングケアラーへの支援、ひきこもりの方への支援など、地域で安心・安全に暮らすためには何が必要なのかを考えることが重要です。

社会福祉協議会は制度の狭間にある課題に対し、民生委員や行政と連携しながら、地域の主体である住民が参加し、解決につながる環境作りを行っていく組織です。

「支え手」と「受け手」といった垣根を超えた地域共生社会の実現に向けた取り組みが期待されています。

3. 計画策定の目的

この地域福祉実践計画は、「みんなで育てよう 福祉のまち、支え合いのまち、共生のまち」を基本理念とし、地域住民一人ひとりがともに幸せに暮らせる地域社会を実現するために策定するものです。

生活困窮者自立支援法の施行や子ども子育て支援法の一部改正など福祉関連の法令や制度が大きく変化してきています。福祉ニーズも多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まで、年齢・性別・障がいの有無・国籍などに関わらず、誰もがその人らしく自立した生活を送ることが大切です。

そのためには公的制度だけではなく地域住民同士の支えあい、たすけあいは欠かすことのできない重要な要素であり、それを支え、発展させる地域福祉活動がより重要になってきます。

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が関係機関や組織・団体、当事者などの多様な主体と共に課題解決に向けた活動を5年間の中期的な視点から計画的に取り組む行動計画です。この計画が、住民一人ひとりの想いを行動にし、実現につなげるための選択肢の一つとして位置づけられ、その方法論、アイデア、または提案としての意味を持たせながら推進することを策定の目的としています。

第2章 地域福祉実践計画の概要

1. 基本理念

「みんなで育てよう 福祉のまち、支え合いのまち、共生のまち」を基本理念として計画を策定し、実践につなげていきます。

この基本理念は地域住民一人ひとりが主体となり、お互いの“支えあい”が自然に行える共生社会を意味しています。この将来像を実現するために、世代を超え、お互いを理解し、尊重し合える福祉の町づくりを目指していきます。

2. 基本目標

◆住民主体の地域づくり

既存の住民主体の組織活動の後押しを行うとともに、新たな住民主体の地域づくりを目指します。

◆支え合いの地域づくり

誰もが尊厳を持ち、生活し続けることのできる地域づくりを目指します。

◆つながりあえる地域づくり

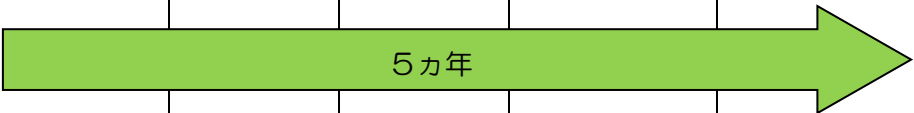
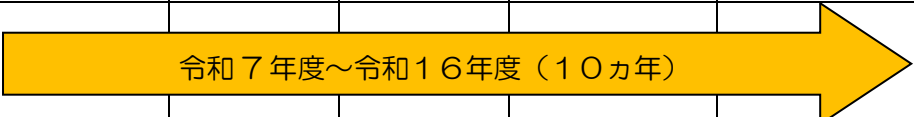
共生社会を目指し、誰もがつながりあえる地域づくりを目指します。

◆組織体制の強化

地域福祉を推進する中核的な団体として住民から信頼される組織運営を行い、継続的に事業を遂行できる安定した法人経営体制の確立を目指します。

3. 計画の期間

地域福祉実践計画の計画期間は令和7年度から令和11年度の5ヵ年とします。ただし、社会状況の変化や行政の地域福祉計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じ見直しを行います。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第7期地域福祉実践計画					
第3期清水町地域福祉計画					

4. 基本計画

◆地域課題を見つけ、協働による解決を可能にする地域づくり

地域や世代を超えたつながりによる共生社会を実現するため、さまざまな交流の機会を設け、住民同士のつながりを推進します。

◆住民参加型の地域福祉活動の促進

ボランティアを含め、地域住民が主体となる「支えあい」のしくみづくりを行い、無償による活動のみならず、有償での支えあい活動も含めたしくみづくりを行って参ります。

◆地域ニーズに添ったサービスの充実と人材の育成

現在の地域課題と将来の地域課題解決のため、新しいサービス提案とその実現を目指します。

◆権利擁護支援の取組みと生活困窮者への自立支援

相談支援や貸付制度による自立に向けた経済的な支援と日常生活支援事業による生活支援、成年後見制度の利用援助及び法人後見を推進します。

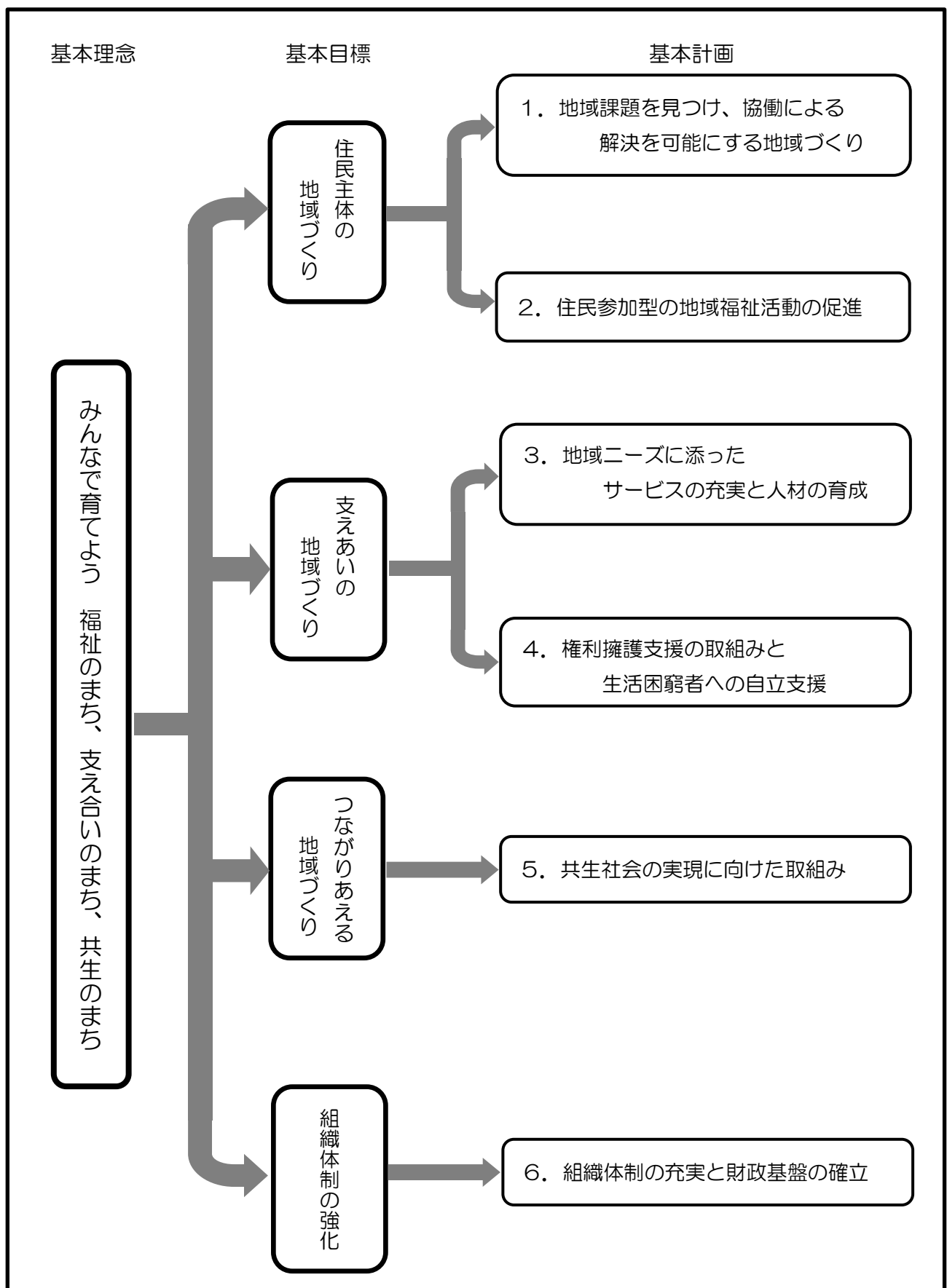
◆共生社会の実現に向けた取組み

すべての人に役割があり、お互いが自然と支えあえる「共生」に至る道を模索し、各事業を通じ実現を目指します。

◆組織体制の充実と財政基盤の確立

地域福祉を推進する中心的な団体として、人的充実を図るとともに事業を推進するための安定した財政基盤の確立を目指します。

5. 計画の体系



6. 基本計画の重点目標

1. 地域課題を見つけ、協働による解決を可能にする地域づくり

- (1) 広報紙やホームページ、SNS などによる社協活動の周知を行います
- (2) 訪問調査や各事業を通じてのニーズ調査を行い、地域のニーズ把握を行います
- (3) 地域住民による地域のための話し合いをサポートします
- (4) 関係機関と連携し地域課題の解決を図ります
- (5) 災害時の対応について各種マニュアルの整備と町民への周知活動を行います
- (6) 災害時には災害ボランティアセンターを設置し支援活動を行います

2. 住民参加型の地域福祉活動の促進

- (1) 小地域ネットワーク事業の推進を図ります
- (2) 介護予防と交流を兼ねた講座を行います
- (3) 地域交流サロン等の住民主体の交流活動の支援を行います
- (4) イベントの開催に際し、住民との協働と世代間交流を推進します
- (5) 地域の支えあいによる長期的な互助・共助のしくみづくりを目指します

3. 地域ニーズに添ったサービスの充実と人材の育成

- (1) 移動に係る不便の解消と地域へ出かけられる環境整備を行います
- (2) イベントなどを通じ、子育て世代のニーズ把握を行います
- (3) 子育て世代が必要としている環境の整備を行います
- (4) ボランティアセンター事業の充実を図ります
- (5) 参加しやすい活動を提供するとともに、各種ボランティアの育成を図ります

4. 権利擁護支援の取組みと生活困窮者の自立支援

- (1) 清水町権利擁護支援センターでの相談支援を行います
- (2) 日常生活自立支援事業の利用による生活の安定を図ります
- (3) 生活困窮者への自立支援を行います
- (4) 成年後見制度の周知と相談支援を推進します
- (5) 行政、民生委員等関係機関との連携を推進します
- (6) 食料支援を含めた生活困窮者等への生活支援を行います
- (7) ケアラー・ヤングケアラーへの支援を行います
- (8) 安心した生活を送れるよう金銭管理に関わる支援を行います

5. 共生社会の実現に向けた取組み

- (1) 誰もが利用でき、役割を実感できる居場所づくりを行います
- (2) 地域共生社会の理解の促進を図ります
- (3) 世代間のつながりを持てるしくみづくりを行います
- (4) 当事者および当事者組織との連携による理解促進のための事業を行います

6. 組織体制の充実と財政基盤の確立

- (1) 町の各種福祉計画との連携を図ります
- (2) 様々な地域課題解決のために組織体制の充実を図ります
- (3) 地域福祉活動を安定的に推進するための財政基盤の確立を目指します

©

©

©

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(3) 住民主体による地域のための話し合いをサポートします ○地域の主体である住民自らが、地域の課題を話し合い、その課題を我が事として捉え解決につながる方法を模索することによる地域力の向上を図ります 【具体的な実践内容】 - 生活支援体制整備事業の「協議体」において住民主体による地域課題の話し合い、取り組みを生活支援コーディネーターがサポートします - 共生社会実現のため世代を超えた話し合いの場を持ち、住民同士が生活課題を共有し、解決につながるサポートを行います	○	○	○	○	○	受託事業	生活支援コーディネート事業	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	共生型つどいの場事業	地域住民
(4) 関係機関と連携し地域課題の解決を図ります ○関係機関と連携することによる情報の共有と効果的なアプローチによる解決を図ります 【具体的な実践内容】 - 民生委員・児童委員、行政、学校、町内会等自治組織、企業を含め様々な関係機関と連携して解決を図ります - 清水町たすけあいチーム活動を組織している町内会の実践発表会、意見交換会を開催します	○	○	○	○	○	協働事業	地域福祉推進のための事業	行政・民生委員・企業等
	○	○	○	○	○	協働事業	小地域ネットワーク事業	町内会
(5) 災害時の対応について各種マニュアルの整備と町民への周知活動を行います ○災害発生時における職員の対応方法と災害に備えるための町民に向けた周知活動を行います 【具体的な実践内容】 - 災害時職員行動マニュアルとBCP（事業継続計画）の作成を行います - 災害に備えるための講演会や勉強会を実施します - 防災、減災に関わる周知を行います	○	○	○	○	○	単独事業	ボランティアセンター事業	
	○	○	○	○	○	単独事業	ボランティアセンター事業	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	ボランティアセンター事業	地域住民

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(6) 災害時には災害ボランティアセンターを設置し支援活動を行います ○災害対応として災害ボランティアセンターの早期の設置判断を行い、ニーズ調査に基づいた災害支援活動を行います。住民の生活が安定するよう生活に関わる支援を行います 【具体的な実践内容】 ・町との協定書および本会の設置マニュアルに基づき災害ボランティアセンターを設置します ・ボランティアの受入・派遣を行い、関係団体と協働し、災害支援活動を行います ・北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」に基づき他市町村への支援を行います ・協定締結団体や各支援団体等との協働による災害ボランティアセンターの運営を行います ・災害時の支援体制を強固にするため、災害時の支援に関わる協定締結を推進します								
	○	○	○	○	○	協働事業	災害ボランティアセンター	行政
	○	○	○	○	○	協働事業	災害ボランティアセンター	ボランティア
	○	○	○	○	○	協働事業	災害ボランティアセンター	道社協
	○	○	○	○	○	協働事業	災害ボランティアセンター	関係団体等
	○	○	○	○	○	協働事業	災害ボランティアセンター	各支援団体

2. 住民参加型の地域福祉活動の促進

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(1) 小地域ネットワーク事業の推進を図ります ○町内会が行っている各種たすけあい活動に対し、助成による支援 または行事への協力を行います 情報交換会の開催による自治組織間の情報共有を図り、小地域単位での「たすけあい」「支えあい」を推進します 【具体的な実践内容】 ・活動助成等による町内会活動の推進 ・たすけあいチーム活動の情報交換会の実施								
	○	○	○	○	○	単独事業	小地域ネットワーク事業	町内会
	○	○	○	○	○	単独事業	小地域ネットワーク事業	町内会
(2) 介護予防と交流を兼ねた講座を行います ○軽運動や頭の体操を取り入れた講座やゲーム的要素を取り入れた講座の実施などを通じ、交流を兼ねた事業を展開します 【具体的な実施内容】 ・ふまねっと運動教室の継続的な実施（毎週水曜日） ・脳トレ教室や謎解き講座など、高齢者のみならず子供との世代間交流を含めた講座を行います ・地域交流サロンなど交流による心身の健康をテーマに講座を開きます								
	○	○	○	○	○	単独事業	ふまねっと運動教室	サポーター
	○	○	○	○	○	単独事業	ボランティアセンター	ボランティア
	○	○	○	○	○	単独事業	地域交流サロン事業	地域住民
(3) 地域交流サロン等の住民主体の交流活動へ支援を行います ○ボランティア主体で行われている地域交流サロンの安定的な運営と立ち上げに際し支援を行います 【具体的な実践内容】 ・地域交流サロン活動事業実施要綱に基づき、活動費の助成や運営に必要な情報の提供、保険の加入支援を行います ・ボラセンだよりでサロン情報の周知を行います								
	○	○	○	○	○	単独事業	地域交流サロン事業	ボランティア
	○	○	○	○	○	単独事業	ボラセンだより発行	地域住民

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(4) イベントの開催に際し住民との協働と世代間交流を推進します ○教育機関、商工会、ボランティア団体、高齢者団体等との協働による開催を行い、イベントを通し世代間交流を促進します 【具体的な実践内容】 ・「つどいの場」を中心としたイベントの開催 ・伝統的な遊びを通じた世代間交流会の開催	○	○	○	○	○	協働事業	共生型つどいの場事業	商工会・ボランティア等
	○	○	○	○	○	協働事業	共生型つどいの場事業	老人クラブ
(5) 地域の支えあいによる長期的な互助・共助のしくみづくりを目指します ○住民同士の支えあいのしくみづくりと生活支援ボランティア(サポーター)による支えあいのしくみづくりを検討します 【具体的な実践内容】 ・小地域ネットワーク事業を推進します ・町内会活動の情報交換ができる場を提供します ・地域交流サロンを推進します ・ふまねっと運動教室を継続します(毎週水曜日) ・他市町村の取り組みについて視察研修等を行います ・つどいの場の運営を継続します	○	○	○	○	○	協働事業	小地域ネットワーク事業	町内会等
	○	○	○	○	○	単独事業	小地域ネットワーク事業	町内会等
	○	○	○	○	○	協働事業	地域交流サロン事業	ボランティア
	○	○	○	○	○	協働事業	ふまねっと運動教室	サポーター
	○	○	○	○	○	単独事業	地域福祉・ボランティアセンター事業	他社協等
	○	○	○	○	○	単独事業	共生型つどいの場事業	地域住民

3. 地域ニーズに添ったサービスの充実と人材の育成

ト

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(1) 移動に係る不便の解消と地域に出かけられる環境整備を行います ○移動支援サービスの利便性の向上と交流に係る社協事業への利用拡大を行い、安心して出かけられ、交流を持つことができる環境整備を行います。また在宅福祉サービス（移送サービス）の受託を行います 【具体的な実践内容】 ・移動支援サービスの継続的な運行体制を確立するため人材の安定的な雇用確保に努めます ・各種社協事業開催時に移動支援が利用でき、出歩きやすい環境を作り、参加の機会を増やします ・在宅福祉サービスの受託を行い、移送サービスによる病院への車椅子移送を行い、在宅生活を支えます ・ふれあい昼食会参加時の送迎を行います								
	○	○	○	○	○	受託事業	交通弱者移動支援事業	行政
	○	○	○	○	○	単独事業	各社協事業	一般住民
	○	○	○	○	○	受託事業	移送サービス	要支援者
	○	○	○	○	○	単独事業	ふれあい昼食会	参加者
(2) イベントなどを通じ、子育て世代のニーズ把握を行います ○子育て世代とのつながりを持つとともに求められているニーズ把握を各事業を通じて行います 【具体的な実践内容】 ・つどいの場利用時及びイベント開催時にアンケートなどによるニーズ把握に努めます ・おもちゃ図書館利用時にニーズ把握を行います ・しみずっこ地域食堂開催時にアンケートによるニーズ把握を行います								
	○	○	○	○	○	単独事業	共生型つどいの場事業	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	おもちゃ図書館	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	しみずっこ地域食堂	地域住民

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(3) 子育て世代が必要としている環境の整備を行います ○「つどいの場」を中心に子育てがしやすく、暮らしやすい地域環境の整備を行います 【具体的な実践内容】 ・つどいの場の運営を行います ・移動式のつどいの場事業の開催など各地域で世代間交流が出来るイベントの開催を行います ・つどいの場の周知等、町子育て支援課と連携します ・子育てサロンの実施に向けた検討を行い、必要としている環境整備を行います ・つどいの場内での移動文庫を町図書館と連携し継続します ・しみずっこ地域食堂を開催し子育て世代の交流の場を増やします	○	○	○	○	○	単独事業 単独事業 協働事業 単独事業 協働事業 単独事業	共生型つどいの場事業 共生型つどいの場事業 共生型つどいの場事業 共生型つどいの場事業 共生型つどいの場事業 しみずっこ地域食堂	地域住民 行政 ボランティア 町図書館 ボランティア
(4) ボランティアセンター事業の充実を図ります ○ボランティアセンター事業では地域福祉事業（共生型事業）と連携し、生活に関わる様々な講座や研修会を開催し、社協とつながる世代を増やし、地域福祉の重要性を伝えていきます 【具体的な実践内容】 ・その他要望等に応じたボランティア講座の実施 ・福祉教育に係る講座の実施 ・介護予防に係る講座・研修会の実施 ・住民同士の交流の機会を増やすため、趣味に係る講座や講習会を開催し多方面からの事業展開を考えます	○	○	○	○	○	単独事業 共同事業 共同事業 単独事業	ボランティア講座 バリアフリー講座 介護予防講座 ボランティア講座	地域住民 地域住民 地域住民 地域住民

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関
(5) 参加しやすい活動を提供するとともに、各種ボランティアの育成を図ります ○ボランティアセンターとして個人・団体など各ボランティアの育成を行います。 【具体的な実践内容】 ・生活支援ボランティア・サポーターの育成を行います ・サロンボランティアの育成を行います ・介護予防ボランティアの育成を行います ・子育てボランティア・サポーターの育成を行います ・災害ボランティアの育成を行います								
	○	○	○	○	○	協働事業	生活支援コーディネート事業	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	ボランティアセンター	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	ボランティアセンター	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	ボランティアセンター	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	災害ボランティアセンター	地域住民

4. 権利擁護支援の取組みと生活困窮者の自立支援

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(1) 清水町権利擁護支援センターでの相談支援を行います ○増加する認知症高齢者に対する支援や成年後見制度の相談窓口として各種相談を受け付けます 【具体的な実践内容】 ・清水町権利擁護支援センターの受託を行います ・包括支援センターと連携し相談支援を行います ・自立相談支援機関との連携を行います ・心配ごと相談の実施と相談員による支援体制を継続します ・法人後見事業による法人後見を実施し生活を支えます								
	○	○	○	○	○	受託事業	権利擁護支援センター	行政
	○	○	○	○	○	協働事業	権利擁護支援センター	行政
	○	○	○	○	○	協働事業	権利擁護支援センター	自立相談支援機関
	○	○	○	○	○	単独事業	心配ごと相談事業	心配ごと相談員
	○	○	○	○	○	単独事業	法人後見事業	弁護士・裁判所
(2) 日常生活自立支援事業の利用による生活の安定を図ります ○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な在宅者に対し、福祉サービスの援助や代行、日常的な金銭管理など、生活上の不安解消のための支援を行います 【具体的な実践内容】 ・日常生活自立支援事業による援助（各種福祉サービスの手続き、金銭管理など）を行います ・生活支援業務を担う生活支援員の確保に努めます								
	○	○	○	○	○	受託事業	日常生活自立支援事業	道社協・利用者
	○	○	○	○	○	受託事業	日常生活自立支援事業	生活支援員
(3) 生活困窮者への自立支援を行います ○低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、自立支援と社会参加の促進を図ります 【具体的な実践内容】 ・生活福祉資金の貸付による支援を行います ・法外援護資金（社会福祉金庫）の貸付による支援を行います ・自立相談支援機関と連携し支援を行います								
	○	○	○	○	○	受託事業	生活福祉資金貸付事業	道社協
	○	○	○	○	○	単独事業	社会福祉金庫事業	民生委員
	○	○	○	○	○	協働事業	生活福祉資金貸付事業	自立相談支援機関

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(4) 成年後見制度の周知と相談支援を推進します ○講演会などを開催し、成年後見制度の周知と理解の促進を図ります 【具体的な実践内容】 ・専門家等による講演会の開催 ・パンフレット配布による周知	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	受託事業 受託事業	権利擁護支援センター 権利擁護支援センター	行政 一般住民
(5) 行政、民生委員等関係機関との連携を推進します ○権利擁護支援では他職種間の連携が重要であり、地域の支援機関である民生委員や行政、関係機関と協働し権利擁護を推進します 【具体的な実践内容】 ・民生委員と連携し権利擁護事業を行います ・民生委員と連携し生活資金の貸付事業を行います ・行政や関係機関と協働し、情報共有をしながら連携して困難を抱えている方の権利擁護支援を行います	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	協働事業 協働事業 協働事業	権利擁護支援センター 生活福祉資金貸付事業 権利擁護支援センター 日常生活自立支援事業	民生委員 道社協・民生委員 行政 道社協
(6) 食料支援を含めた生活困窮者等への生活支援を行います ○貸付事業等の支援では困窮状態から抜け出せない方への現物支給による支援や、幅広い生活支援を行い生活の安定を図ります 【具体的な実践内容】 ・フードドライブに寄せられた食料による支援を行います ・フードバンクに寄せられた食料による支援を行います ・災害等備蓄食料による支援を行います ・自宅の鍵などの預かりサービスを検討し、実施に向けた協議を行います	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	単独事業 単独事業 単独事業 単独事業	フードドライブ フードバンク フードバンク 預かりサービス	地域住民 企業・団体 日本非常食推進機構

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(7) ケアラー（ヤングケアラーを含む）への支援を行います ○家族の看護や介護等によりケアラーが社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を送れるよう支援します 【具体的な実践内容】 ・ケアラー（ヤングケアラーを含む）の状態の周知と調査 ・ケアラー（ヤングケアラーを含む）に対する情報提供と支援を行います ・ケアラー支援推進センター（道社協）と連携し、ケアラーの支援を推進します ・講演会の開催など地域住民に向けた周知を行います								
	○	○	○	○	○	協働事業	ケアラー支援事業	学校・行政・民生委員
	○	○	○	○	○	単独事業	ケアラー支援事業	児童委員・町内会
	○	○	○	○	○	協働事業	ケアラー支援事業	道社協
	○	○	○	○	○	単独事業	ケアラー支援事業	地域住民
(8) 安心した生活を送れるよう金銭管理に関わる支援を行います ○生活をする上で金銭管理に不安のある方（高齢者、障がい者等）の支払支援や物品の保管などを行い、生活の安定を図ります 【具体的な実践内容】 ・成年後見制度の利用支援を行います ・法人後見人として支援を行います ・日常生活自立支援事業による支援を行います ・あんしんマネジメントサービスによる支援を行います								
	○	○	○	○	○	協働事業	権利擁護支援センター	行政
	○	○	○	○	○	単独事業	法人後見事業	弁護士
	○	○	○	○	○	受託事業	日常生活自立支援事業	道社協
	○	○	○	○	○	単独事業	あんしんマネジメントサービス事業	

5. 共生社会の実現に向けた取組み

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(1) 誰もが利用でき、役割を実感できる居場所づくりを行います ○誰もが気軽に足を向けられる場所をつくり、そして役割を実感できる居場所づくりのため、各世代・個人が役割の持てる日常的な催しや居場所づくりを目指します 【具体的な実践内容】 ・共生型拠点として、利用されている既存団体・個人と新たに利用する各世代が関わり合える事業を展開します ・つどいの場を中心に誰もが利用できる事業展開を模索します ・子育て世代を中心に、利用される全ての方の休息とサービスを展開するため、カフェや子育てボランティアによる見守りを検討します	○	○	○	○	○	協働事業 単独事業 単独事業	共生型つどいの場事業 共生型つどいの場事業 共生型つどいの場事業	各団体 地域住民 地域住民
(2) 地域共生社会の理解の促進を図ります ○共生社会の理解を深めるための講演会を実施し、障がいへの理解を含め、共に生きる社会を学ぶ機会を作ります。また親の想い、高齢者の想いなど各世代の想いを伝え、互いの理解を深める機会を作ります 【具体的な実践内容】 ・誰もが尊厳を大切に、共に生きていく「共生社会」の理解を深めるために講演会等を行います ・関係機関と協働し共生型事業の取り組みを検討し、実施に向けた研究を行います ・地域食堂を開催し、食を通したつながりづくりを行います	○	○	○	○	○	単独事業 単独事業 単独事業	共生型つどいの場事業 共生型つどいの場事業 しみずっこ地域食堂	地域住民 当事者・家族・行政 他関係機関 地域住民

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(3) 世代間のつながりを持てるしくみづくりを行います ○人の集まる場を共有する人々が世代を超えて自然に交流できるしくみづくりを検討します 【具体的な実践内容】 ・昔遊びなど世代間での交流を通じた学びとつながりの場を設けます ・既存のサロン活動への参加の呼びかけを行い多世代が交流できる場の周知を行います ・つどいの場の会員制の導入など、周知と参加促進を図り、よりつながりやすい環境を整備します ・季節や年中行事に合わせたイベントを開催し、人が集まる機会をつくれます ・多様な団体・組織・個人等と協働して、様々なイベントを開催します								
	○	○	○	○	○	協働事業	共生型つどいの場事業	高齢者団体
	○	○	○	○	○	協働事業	地域交流サロン事業	サロン団体
	○	○	○	○	○	単独事業	共生型つどいの場事業	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	共生型つどいの場事業	ボランティア
	○	○	○	○	○	協働事業	各事業	各組織・団体等
(4) 当事者および当事者組織との連携による理解促進のための事業を行います ○障がいや疾病、依存症、ケアラーなど生活に困難や不自由さを感じている方やその家族・当事者団体等の組織と連携し事業を行います 【具体的な実践内容】 ・講演会の開催を通じて、障がい等の理解促進を行います ・イベント等の開催を通じて周知を図ります ・当事者団体と連携し、理解促進のしくみづくりを考えます								
	○	○	○	○	○	協働事業	権利擁護事業	地域住民
	○	○	○	○	○	単独事業	権利擁護事業	地域住民
	○	○	○	○	○	協働事業	権利擁護事業	当事者団体

6. 組織体制の充実と財政基盤の確立

重点項目と具体的な実践内容	R7	R8	R9	R10	R11	事業区分	対応事業	関係機関等
(1) 町の各種福祉計画との連携を図ります ○地域福祉計画等、行政の福祉に係る計画との整合性を図るとともに共通認識による運営を行えるよう連携します 【具体的な実践内容】 ・相互の各計画策定への参画 ・各事業の受託と行政との連携を基にサービスの充実に努めます	○	○	○	○	○	協働事業 受託事業	法人運営事業 各受託事業	行政 行政
(2) 様々な地域課題解決のための組織体制の充実を図ります ○民間福祉団体としての主体的な経営判断と地域住民から信頼される組織づくりを行います 【具体的な実践内容】 ・評議員会、理事会、監事会、総務部会、地域福祉部会、各委員会、第三者委員の設置など、法令遵守に基づく経営と運営を継続して取り組みます ・役員、委員等を町内の各組織・団体等から広く選任します	○	○	○	○	○	単独事業 単独事業	法人運営事業 法人運営事業	役員・委員等 各団体・組織
(3) 地域福祉活動を安定的に推進するための財政基盤の確立を目指します ○会費、寄付金、助成金など安定した財政基盤を確保できるよう社協活動の理解促進に努めます 【具体的な実践内容】 ・会員制度（社協会費）への理解と加入促進に努めます ・寄付金の適切で効果的な活用と寄付者の理解と協力を得られるよう努めます ・共同募金会が行う共同募金運動への協力と増額への取組を行います ・公的および民間の助成制度を活用し財源確保に努めます ・受託事業における事務費等の支援の確保	○	○	○	○	○	単独事業 単独事業 協働事業 単独事業 受託事業	社協会費 愛情銀行 共同募金 法人運営事業 各受託事業	地域住民・町内会 地域住民等 共同募金会 各助成団体 行政

清水町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、清水町が策定している「清水町地域福祉計画」に基づき、町民、各種福祉団体、町が一体となって、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画である「清水町地域福祉計画（以下「実践計画」という。）を策定するため、清水町地域福祉実践計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実践計画に関する調査研究
- (2) 実践計画の策定
- (3) 前条の目的を達成するために必要な事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

2 委員会は、前項第2号の実践計画を文書にまとめ、会長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 清水町保健福祉課福祉係職員
- (3) 清水町民生児童委員協議会、清水町老人クラブ連合会、清水町ボランティア団体連絡協議会、清水町障害者児振興会連絡協議会、清水町社会福祉協議会より推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱する日から当該計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、清水町社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず本会会長が招集する。
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。

地域福祉実践計画策定委員会設置要綱（平成26年11月1日制定）

- 4 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

第7期清水町地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属 機 関 名	備 考
1	真 野 篤	清水町民生児童委員協議会	
2	伊 藤 成 一	清水町老人クラブ連合会	
3	武 田 静 江	清水町ボランティア団体連絡協議会	
4	中 林 豪	NPO 法人清水町障害者児振興会連絡協議会	
5	小 岩 喜美子	公 募	
6	阿 部 俊 夫	清水町保健福祉課	
7	松 田 恵 子	社会福祉法人清水町社会福祉協議会	

第7期清水町地域福祉実践計画

発 行	社会福祉法人清水町社会福祉協議会
発行年月	令和7年3月
編 集	社会福祉法人清水町社会福祉協議会事務局
住 所	〒089-0138 北海道上川郡清水町南2条7丁目1番地
電 話	0156-69-2200 FAX 0156-69-2201